慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔労働法・ 経済法 一〇八〕 放送会社楽団員の労働者性
Sub Title	
Author	松岡, 浩(Matsuoka, Hiroshi) 社会法研究会(Shakaiho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.9 (1976. 9) ,p.64- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760915-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔労働法・経済法　一〇八〕放送会社楽団員の労働者性

（最高裁判所昭和四九年（行ツ）一一二号
昭和五一年五月六日第一小法廷判決、
判例時報八一三号三頁以下
初審愛知県地方労働委員会昭和四一年二月一九日命令
第一審名古屋地方裁判所昭和四六年一二月一七日判決
第二審名古屋高等裁判所昭和四九年九月一八日判決）

〔事実〕

一、被上告人（原告・被控訴人）CBC管弦楽団労働組合（以下「楽団労組」という）は、昭和四〇年三月三〇日、上告人（被告・控訴人）愛知県地方労働委員会に対し、補助参加人中部日本放送株式会社（以下「会社」という）を相手方として、団体交渉拒否を理由とし不当労働行為救済の申立をなしたが、上告人委員会は、昭和四一年二月一九日、右申立を棄却する命令をなし、その棄却命令の主たる理由は、楽団労組の構成員と会社との間には使用従属関係があつたとは認められず、会社は労組法第七条の使用者にあたらないというにあつた。

二、会社は、昭和二六年九月、開局にともない、約一二名の者と「専属出演契約」を結び、これらの者でCBC管弦楽団を構成させ、演奏者として出演させた。

右「専属出演契約」の主たる内容及びその実施は次のとおりである。

(1)右契約者は音楽演奏者として会社の発注する放送並びに放送附帯事業に出演すること。

(2)その就業規準は、芸能員就業規則によるものとされ、(a)社員バッヂ、名刺、身分証明書を所持すべきこと、ⓑ受注業務に出演できないときは、予め事由を附して届出ること、ⓒ傷病により四日以上受注できないときは、診断書を提出すること、ⓓ就業指定を拒否し又は会社の許可なくして他社出演、他所出演を禁止されること、ⓔ安全保健衛生については社員の職員就業規則を、業務上の死亡・傷病については職員災害補償規定を、それぞれ準用するほか、健康保険、厚生共済会に加入していた。

(3)出演報酬としては、毎月、保障出演料（会社が月間の標準出演指定時間を一〇〇時間と指定し、現実の出演時間がこれに達すると否とを問わずに支払われる出演料）と、超過出演料（右標準出演時間を超えて出演したときに一時間単位で支払われる出演料）との二種が支払われること。

(4)契約期間は一ヵ年とされ、ⓐ期間満了一ヵ月前に、何れか一方

から解約又は更新の申入れをなさないときは自動的に継続延長となるが、ⓑ昭和三八年度からは、期間満了一ヵ月前に更新の申入れがないときは自動的に解約になると変更され、ⓒ契約期間中であつても、正当な理由があるときは一ヵ月の予告期間をおき、また契約違反があるときは直ちに、両当事者において契約を解除することができ、ⓓ当初採用されるに際してはテストを受けたが、毎年の契約更新期には技能テストを実施しておらず、再契約の締結を拒否された事例はなく、全員が毎年更新された。

(5)出演の指示と実施　ⓐ発注は原則として一週間前に（場合により二四時間前に）演奏指定伝票により行う、ⓑこれが掲示板に掲示され、各自これを確認のチェックをすること、ⓒ出演は右指定伝票により指定された時間、場所、指揮者により行う、ⓓ他社出演（会社以外の放送関係業務に出演すること）は会社の許可ある場合以外は禁止され、ⓔ他所出演（個人でアルバイトとして家庭教師、学校の講師となること）は当初許可制であつたが、のちに届出制となつた。

三、昭和三九年七月以降、右専属出演契約は「優先出演契約」に改められたが、これによれば、

(1)楽団員の他社出演は自由となつたが、会社の出演発注と他社出演とが同一時間に競合したときは、楽団員は出演発注された番組に優先的に出演する義務があるとされること。

(2)芸能員就業規則の適用がないこととなつたこと。

(3)出演報酬、契約期間とその更新、その他出演の指示等については、従前と同一であつた。

四、昭和四〇年一〇月頃までには、楽団員全員との間で「自由出演契約」が結ばれた。

(1)右「自由出演契約」によれば、ⓐ契約書文言上からは、他社出演は全く自由となり、会社からの出演発注に対してもその諾否は自由であること、ⓑ出演報酬としては、専属出演契約における保障出演料と超過出演料の合計額に見合う「契約金」（年間、月割払）と一時間一〇〇円の割合による「出演料」が支払われることとなつたほか、ⓒ芸能員就業規則の適用のないこと、契約期間およびその解除、出演の指示等については従前と同一であつた。

(2)「自由出演契約」締結の経緯

ⓐ楽団員らは、昭和三九年五月一九日、全員二四名で、CBC管弦楽団労組を結成し、「右契約」が専属性を弱めるものであるところから、右契約の締結に難色を示し、従前の「専属出演契約」を基本とし、より一層専属性（雇傭的性格）を強めた契約にするよう会社に要求していた。ⓑ会社は、同年六月頃、楽団員全員に対し、優先出演契約については、芸能員就業規則の適用を外されるが、専属出演契約の重要な契約部分は実体として残すから安心するようにとの説明をなした。ⓒ楽団労組は、同年七・八月頃、契約の更新その他の労働条件につき、会社に団体交渉の申入れをなしたが、会社は、右申入れを拒否した。しかし、契約の締結、契約内容の改善に関する事項を除きその余の事項につき、会社と楽団労組とは事実上話し合いを行つていた。ⓓ会社も楽団員らも、右自由出演契約によつて出演発注に対する楽団員の諾否が文字どおり自由になるのではなく、出

演発注があれば原則として拒否できず、度重なる出演発注に対する拒否は契約解除の理由となり、更には次年度の契約更新を拒絶されることもありうるものと考えていた。ⓒ自由出演契約の契約文言、契約金額についても、すべて会社が一方的に決定し、楽団員の希望は全く考慮されず、また実際の発注指定、出演の仕方、その他の取扱いも従来と少しも変らなかつた。ⓕ昭和四〇年当時、楽団員の出演時間が著しく減少し、月平均九時間程度ともなつたが、このような事態は楽団員の予想していたところではなく、もともとその将来を保障するからということで契約した楽団員としては、会社からの出演発注があることを常時期待し、このため現実の発注が少なかつたとはいえ、楽団員が他社出演をした例は一、二を数えるにとどまり、多くの者は夜間キャバレー等のいわゆるアルバイト程度のことをして会社からの出演報酬の不足分を補つていた。

【判旨】

右事実に基づいて考えるのに、本件の自由出演契約が、会社において放送の都度演奏者と出演条件等を交渉して個別的に契約を締結することの困難さと煩雑とを回避し、楽団員をあらかじめ会社の事業組織のなかに組入れておくことによつて、放送事業の遂行上不可欠な演奏労働力を恒常的に確保しようとするものであることは明らかであり、この点においては専属出演契約及び優先出演契約と異なるところがない。このことと、自由出演契約締結の際における会社及び楽団員の前記のような認識とを合わせ考慮すれば、右契約の文言上は楽団員が会社の出演発注を断わることが禁止されていなかつたとはいえ、このことから直ちに、右契約が所論のいうように出演について楽団員になんらの義務も負わせず、単にその任意の協力のみを期待したものであるとは解されず、むしろ、原則としては発注に応じて出演すべき義務のあることを前提としつつ、ただ個々の場合に他社出演等を理由に出演しないことがあつても、当然には契約違反等の責任を問わないという趣旨の契約であるとみるのが相当である。楽団員は、演奏という特殊な労務を提供する者であるため、必ずしも会社から日々一定の時間的拘束を受けるものではなく、出演に要する時間以外の時間は事実上その自由に委ねられているが、右のように、会社において必要とするときは随時その一方的に指定するところによつて楽団員に出演を求めることができ、楽団員が原則としてこれに従うべき基本的関係がある以上、たとえ会社によつて現実の出演時間がいかに減少したとしても、楽団員の演奏労働力の処分につき会社が指揮命令の権能を有しないものということはできない。また、自由演奏契約に基づき楽団員に支払われる出演報酬のうち契約金が不出演によつて減額されないことは前記のとおりであるが、楽団員は、いわゆる有名芸術家とは異なり、演出についてなんら裁量を与えられていないのであるから、その出演報酬は、演奏によつてもたらされる芸術的価値を評価したものというよりは、むしろ、演奏という労務の提供それ自体の対価であるとみるのが相当であつて、その一部たる契約金は、楽団員の生活の資として一応の安定した収入を与えるための最低保障給たる性質を有するものと

認めるべきである。

以上の諸点からすれば、楽団員は、自由出演契約のもとにおいてもなお、会社に対する関係において労働組合法の適用を受けるべき労働者にあたると解すべきである。

〔評釈〕

判旨は正当であると考える。

一、本件判旨の特徴は、次の二点にあると思われる。

その第一は、労働組合法の適用をうけるべき使用者・労働者を判断するにあたり、その「判断基準」として、通常、「使用従属関係」もしくは「労働関係上の諸利益になんらかの直接的な影響力や支配力を及ぼしうる地位」にある者などが示されている例があるのに対し、本件判決にはこれが判示されていないこと、

第二に、本件「自由出演契約」の締結過程における当事者の意識内容を明らかにし、労働契約関係の成立を判示していること、の二点である。

これらの諸点は、本件判旨における法的判断とその判断をなすための認定事実との関係についての次のような判示からこれを看取することができる。

本判決は、本件「自由出演契約」の趣旨、性質、内容等を明らかにし、楽団員の「労働者」性の有無を判断するにあたり、まず①「専属出演契約」における内容と趣旨・性質を明確にしたうえ、②本件自由出演契約の締結に至る経緯を認定しながら、③専属出演契約と優先出演契約及び自由出演契約との間で実質的な差異のないことを確定し、楽団員について労組法の適用をうけるべき労働者であることを判断している。

(1)会社と楽団員との間に当初締結されていた「専属出演契約」の特徴は、ⓐ楽団員は会社の指定する日時、場所、番組内容等に従つて会社の放送業務に出演すべき義務と他社出演等が禁止されること、ⓑ生活保障給たる性質を有する「保障出演料」と標準出演時間を超えて出演した場合に支払われる「超過出演料」とが、「演奏という労務の提供それ自体の対価」として支払われていること、の二点にある。このような内容を有する法律関係は、まさに「労働契約」の当事者たる使用者・労働者の関係であつて、労組法の適用をうける関係にある。

(2)次いで、このような専属出演契約から、いかなる経緯により自由出演契約が締結されるに至つたかは、前記〔事実〕四の(2)「自由出演契約締結の経緯」記載のとおりであるが、会社と楽団員間の交渉過程および当事者の意識においても、ⓐ契約形態の変化にかかわらず「専属出演契約の重要な契約部分」が実体として残されていたこと、ⓑ会社の出演発注を原則として拒否できず、従つて、その限度で他社出演等が制限されているものと観念されていた、というのである。

(3)そして最後に、本件「自由出演契約」の締結にかかわらず、ⓐ契約文言上からは、他社出演等は全く自由となり、会社の出演発注に対する諾否も自由となつたようであるが、実質的にはある程度の

出演義務があり、出演拒否を重ねることは契約解除、契約更新拒絶の理由となりうること、ⓑ出演報酬は、従前の保障出演料と超過出演料の合計額に見合う「契約金」（年間、月割払）と出演料との二種とされ、前者は「楽団員の生活の資として一応の安定した収入を与えるための最低保障給」たる性質を有していたという。このようにして、本件「自由出演契約」締結の趣旨、就中、会社がこれを締結した目的および趣旨は、専属出演契約の場合と同様に、「会社において放送の都度演奏者と出演条件等を交渉して個別的に契約を締結することの困難さと煩雑さとを回避し、楽団員をあらかじめ会社の事業組織のなかに組み入れておくことによつて、放送事業の遂行上不可欠な演奏労働力を恒常的に確保しようとするもの」であつて、労組法の適用をうけるべき関係にあるというのである。

二、本件判決が労組法上の使用者・労働者性の「判断基準」を判示しなかつたことは、本判決と同日に言渡された「油研工業事件」上告判決（最高裁第一小法廷昭五一・五・六判決、労働経済判例速報九一四・三）における判示と軌を一にするものであつて、このように「判断基準」を示さなかつたのは、いかなる理由によるものであるかが問題である。

(1)右の「判断基準」が判示されていない点では、本件第一審判決（名古屋地裁昭四六・一二・一七、判例時報六五六・二三）も同様であつて、これによれば、「楽団員も会社が一方的に決定した契約内容に基づいて、年間を通じ芸術的労働力の提供者として、会社が一方的に指定した日時、場所、番組内容に従い、制作担当者の指揮監督の下に、会社に芸術的労働力を提供し、その対価として一定の報酬を受けている」もので、「いわゆる労使の具体的労働関係」にあると判示しているにすぎない。本件と同様に放送局芸能員の労働者性が問題となつた日本放送協会広島中央放送局事件判決[1]（広島地裁昭四一・八・八判決）およびラジオ中国事件判決[2]（広島地裁昭四二・二・二一判決）においても、右のような「判断基準」が示されていない[3]。

これらの楽団員の場合にことさら前記のような判断基準を判示する必要がなかつたのは、①これら楽団員が「いわゆる有名芸術家とは異なり、演出についてなんら裁量を与えられていない」「演奏労働者」にすぎず、社会的に、彼の演奏自体に独立の価値が認められておらず、②また芸能プロ、下請会社、その他の第三者を介入させないで、会社と直接的な関係にあり、しかも「労働契約関係」の存することが明らかであるからであると思われる。

(2)しかし、油研工業事件第一審および同第二審判決（横浜地裁昭四七・一〇・二四判決、労働経済判例速報七九七・五、および東京高裁昭四九・五・二九判決、同速報八五二・二九）においては、「会社は、社外工の労働関係上の諸利益に対し雇用契約上の雇用主同様の支配力を直接、現実かつ具体的に有しているから、労組法上は両者の間に直接雇用に準ずる雇用関係が実質的に成立している」とし、また「事実上の雇傭関係に準ずるような支配従属関係」があると判示している。

これに対し、同事件上告判決は、ⓐ会社は外注業者の実態に全く無関心で、社外工本人の技能、信用に着目し、人物本位で受入れを

決定していること、ⓑ社外工は会社職制の指揮監督のもとで、会社従業者と同一の作業に従事し、ⓒ請負代金名義であるが、各社外工につき、その労働時間又は出来高に応じて計算した額の合計額が支払われていたことなどの認定事実をかかげたうえ、「右のような事実関係のもとにおいては、社外工三名に対し会社の就業規則が適用されていなくとも、両者の間には労組法の適用を受けるべき雇用関係が成立していたもの」と判示しているにすぎない。

(3)右油研工業事件上告判決および本件判決が、右のような「判断基準」を判示せず、かえって、認定した具体的事実のみを詳細にかかげたのは、きわめて妥当な判示方法であると考える。というわけは、前記油研工業事件第一・二審判決や幾つかの救済命令[4]、学説[5]などにおいて、「労働条件の決定、その労働関係上の諸利益になんらかの直接的な影響力や支配力を及ぼしうる地位にある者」と規定してみても、「諸利益」の内容とは何か、諸利益に対する「影響力や支配力」を及ぼす手段・方法および両者の相互関係、さらに「なんらか」などという程度の問題など、きわめて不明確であるだけでなく、かえって恣意的に拡大されるおそれがあると思われるからである。右最高裁諸判決は、結局のところ「使用従属性」説[6]によったものと思われ、その判断におけるメルクマールとしては、ⓐ出演発注に対する諾否の自由の有無、ⓑ出演の指示および実施が会社の指定するところにより行われるかどうか、ⓒ報酬が労務の提供それ自体の対価であるかどうか、(d)「出演契約」締結の趣旨などを総合的に勘案して認定している。それゆえ、右諸判決、その他の裁判例および救済命令において、右のような「使用従属性」ありとされるメルクマールとしての特徴的事実およびその程度などの判断を可能ならしめる類型的事実に関する基準を明確にする必要があると思われる。[7]

三、本件上告判決は、契約の締結過程における当事者の意識、専属出演契約と同質性を有する本件「自由出演契約」とその意思解釈により、会社と楽団員との間の「労働契約」関係の存在を認定したものと思われるが、これと同様に前記油研工業上告判決もまた、会社と社外工との間の「雇用（契約）関係」の成立を判示している。このような不当労働行為、就中、団交拒否事件において「労働契約関係」の成立を要するか否かについては、次の二点で問題になると思われる。

(1)右の「労働契約関係」の成立が問題とされる場合、必ずしも明示の契約のみに限定する必要はないであろうが、黙示の合意、意思実現による契約の成立、さらに事実的契約関係論などの諸説と契約の成立時期などの問題がある。[8] 裁判例では、黙示の契約の成立を認定しているものがある。このような黙示の契約の成立を認定するにあたっては、労働者側（例えば、社外工、外務員、芸能員、俳優など）の契約への意思のみならず、一層重要なのは、使用者側とされるもの（例えば、社外工受入れ会社、芸能員等の受入れ会社）の契約意思を、いかなる事実もしくは事態からこれを推定するのが合理的であるか、少くとも使用者側にこのような契約意思を推定されてもやむを得ない事態の発生、責任事由が存しなければならないかどうかである。[9]

この問題は、偽装解散、親子会社などの場合にも、「実質同一性の原則」、「法人格否認論」などにより、親会社等と子会社従業員との間の雇用関係の存続、バックペイ、団交命令などの救済をなす際にも考慮すべき問題である。[10]

(2)右の労働関係における「契約」的要素の要否の問題（さらに、「使用従属関係」ありとされるメルクマールとしての事実およびその程度など）は、例えば、不当労働行為としての不利益取扱の場合と団交拒否、支配介入の場合とで、何んらか差異があるであろうか。というわけは、前者では、原職復帰、バックペイ、その他雇用関係の存続を前提とした救済がなされるのに対し、後者では、中止命令、ポストノーティス、団交命令などの救済であるため、必ずしも厳密な雇用関係の存在を前提とせず、「使用従属関係」の認定にあたっても、この要件を緩和して認定すべきものとする見解、その他別異の基準をあげるものがある。[11] そこで、裁判例および救済命令における「使用従属性」の内容および程度並びに「労働契約」関係の要否などを検討するにあたっても、それぞれにおいて、不利益取扱が問題となったケースか、団交拒否等が争われていたケースかによって些細に検討することを要すると思われる。しかし、不当労働行為の主体としての使用者・労働者の範囲の確定にあたっては、不当労働行為の態様の違いによってはさほど顕著な差異があるとは考えられないが、右各態様の制度の趣旨を考慮のうえ、慎重に検討すべき問題であると思われる。

(1) 日本放送協会広島中央放送局事件（広島地裁・昭四一・八・八判決、労民集一七・四・九二七）は、管絃楽団の団員に関するもので、専属出演契約から、優先出演契約を経て回数出演契約が締結され、この契約によれば、ⓐ芸能員は年間一六〇回の出演を保障され、ⓑ出演を要請されたときはこれに応ずべき義務があり、ⓒ出演要請に応じうるよう待機することを要し、他社出演は事実上制限され、ⓓ契約料、出演料も、支給最低額が保障され、生活給的要素を含むものと判示される。

(2) ラジオ中国事件（広島地裁・昭四二・二・二一判決、労民集一八・一・八八）は、放送楽団、合唱団、劇団、効果団等の団員に関するもので、「専属出演契約」が締結され、ⓐ芸能団出演規定により、会社の定めた指揮者の指揮に従い、番組出演をなし、ⓑ事前の許可を得なければ、他社出演ができないこと、ⓒ専属契約料として固定給が保障されている場合である。

(3) 芸能員の労働者性に関する労働委員会命令としては、ⓐ広島放送局事件（広島地労委昭三六・六・三〇、命令集二四＝二五・一四四）、ⓑ関西交響楽団協会事件（中労委昭三六・七・一九、命令集二四＝二五・四〇八）、ⓒ帝国興産事件（大阪地労委昭四三・二・一三、命令集三八・一〇六）、ⓓ日本放送協会事件（大阪地労委昭四三・一二・一二、命令集三九・三七四）などがある。

(4) 同旨の判示のある救済命令としては、ⓐ日清製粉事件（栃木地労委昭四八・二・二、命令四九・六五）、ⓑ朝日放送・阪神通経工業事件（大阪地労委昭四九・一二・一一、命令集五四・四七四）、ⓒ丸紅・大阪金属加工事件（大阪地労委昭四九・一二・二一、労働経済判例速報八七一・二五）などがある。

(5) 本多淳亮他・不当労働行為論三〇頁以下、岸井貞男「不当労働行為制度における使用者」関西大法学論集一四・三・四八、砂山克彦「親会社の不当労働行為責任」労働法律旬報八七六・四六。

(6) 青木宗也「特殊勤務者の労働者性」ジュリスト六一九・九四。

(7) このような「事実」に関する基準を明らかにするうえで、参考になると思われる判決として最も注目されるものに、①大塚印刷事件（東京地裁昭四八・二・六判決、労働判例一七九・七四）があるほか、②新甲南鋼材工業事件（神戸地裁昭四七・八・一判決、判例時報六八七・九六）、③近畿放送事件（京都地裁昭五一・五・一〇決定、労働経済判例速報九一五・二五）④神港精機事件（神戸地裁昭五一・一・三〇決定、判例時報八一三・九六）。

(8) 注(7)にかかげた新甲南鋼材工業事件判決および近畿放送事件などがこれである。

(9) 川口実「特殊雇用関係」一五七頁が、「親会社の意思とかけ離れすぎ」を懸念され、「労働保護という法的観点からの概念の拡張なり、場合によつては、契約の成立を擬制することが妥当」とされる。

(10) 拙稿「偽装解散と親会社の雇用契約上の地位――船井電機事件」法学研究四九・二・九九および一〇〇

(11) 阿久沢亀夫「労働基本権と使用者概念」季刊労働法一〇〇・八六。

(14) 菊地高志「団体交渉における当事者概念(下)」労働判例二五四・一一。

松岡　浩

〔最高裁民訴事例研究　一三八〕

昭和五〇・2（最高民集二九巻六号一一七〇頁）

債務者を代理する権限のない者がその代理人として作成嘱託した公正証書に基づく強制競売と競落人の所有権の取得

共有持分取得登記抹消登記手続請求事件（昭五〇・七・二五・第三小法廷判決）

訴外Aには妻（X_1）と五人の子供（X_2・X_3・X_4・X_5・B）があつた。訴外b有限会社の代表取締役である訴外Bは、訴外有限会社のために訴外C銀行との間に訴外Aを連帯保証人として金二五〇万円の消費貸借契約を締結し、かつ訴外Aを代理して訴外C銀行との間に、不履行の時は直ちに強制執行を受けても異議のない旨の記載のある公正証書を作成した。訴外Aの死亡後、訴外C銀行は右公正証書につき承継執行文を得たうえ、共同相続人であるX_1―X_5（以下Xらと称する）及び訴外Bを債務者として、岡山地方裁判所に対してその共有にかかる本件建物につき不動産強制競売の申立をしたところ、競売開始決定があり、Xらによる執行文付与に対する異議の申立又は請求異議の訴のないまま、Yを競落人とする競落許可決定が確定し、本件建物につき右競落を原因とするYのための所有権移転登記が経由された。そこでXら（原告・控訴人・上告人）は、訴外Aが訴外有限会社の本件消費貸借債務につき連帯保証したことはなく、本件公正証書は訴外Bが父・訴外Aの印鑑を盗用したうえ作成した偽造の委任状により、権限のないままAの代理人として公証人にその作成を嘱託し、かつ、執行受託の意思表示をして作成されたものであつて、その債務名義としての効力はAの相続人であるXらに及ばないから、右公正証書に基づく本件強制競売手続は無効であり、Yは競落により本件建物の所有権を取得しえない、と主張して、Y（被告・被控訴人・被上告人）を相手方として岡山地方裁判所に右競落許可決定の無